

東	員	町	国	民	健	康	保	険						
第	3	期	特	定	健	康	診	査	等	実	施	計	画	

平	成	30	年	度	～	平	成	35	年	度				
---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	--	--	--	--

第3期特定健康診査等実施計画

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 基本的事項 | ・・・P1 |
| 2 | 達成しようとする目標 | ・・・P3 |
| 3 | 特定健康診査等の対象者数 | ・・・P4 |
| 4 | 特定健康診査等の実施方法 | ・・・P5 |
| 5 | 個人情報保護 | ・・・P11 |
| 6 | 特定健康診査等実施計画の公表・周知 | ・・・P11 |
| 7 | 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し | ・・・P12 |
| 8 | その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために
保険者が必要と認める事項 | ・・・P12 |

1 基本的事項

(1) 計画の趣旨

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界有数の平均寿命となっています。

しかしながら、受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなることから、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。

1 基本的事項

東員町においても、平成25年4月に、特定健康診査等の具体的な実施方法や実施による成果に関する具体的な目標など定めた「東員町特定健康診査等実施計画」(第2期 計画期間:平成25年度～平成29年度)を策定しました。

本計画は、第2期における実施結果を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第3期計画を策定するものです。

(2) 計画期間

第3期東員町特定健康診査等実施計画期間は、平成35年度までの6か年とし、第2期データヘルス計画と一体的に策定します。

2 達成しようとする目標

(1) 目標の設定

国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」では、平成35年度の最終目標値は指針の目標に即して設定し、平成30年度からの5年間の特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標値は、各保険者の実情を踏まえて定めることとされています。

指針では、保険者ごとに平成35年度の目標値が定められおり、市町村国保に係る特定健康診査の実施率は60%以上、また、特定保健指導の実施率は60%以上とされています。

(2) 東員町国民健康保険の目標値

第2期計画における特定健康診査の状況は、40%台後半の実施率にとどまっており、特に40～50歳代の受診率が低く、指針に示された目標値の達成は厳しい状況にあります。

特定保健指導の状況においても、実施率が10%以下と低い状態が続いており、目標値の達成は厳しい状況にあります。

このため、第3期計画の平成30年度からの5年間については、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の状況を勘案して現実的な目標値とし、平成35年度については、指針に示された60%を目標値とします。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
特定健康診査受診率(目標値)	49%	51%	53%	55%	57%
特定保健指導実施率(目標値)	10%	13%	16%	19%	22%

3 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査受診率(目標)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
対象者数(推計)	4,730人	4,701人	4,673人	4,650人	4,627人
特定健康診査受診率(目標値)	49%	51%	53%	55%	57%
受診予定者数(推計)	2,318人	2,398人	2,477人	2,558人	2,637人

※特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる加入者(当該年度において75歳に達する者も含める。)。なお、妊産婦等の除外規定の該当者(刑務所入所中、海外在住、長期入院等)は除く。

(2) 特定保健指導実施率(目標)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
対象者数(推計)	245人	247人	249人	251人	254人
特定保健指導実施率(目標値)	10%	13%	16%	19%	22%
実施予定者数(推計)	25人	32人	40人	48人	56人

※特定健康診査の結果、腹囲の他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症又は、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。

4 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 対象者

特定健康診査の対象者は、本町の国民健康保険被保険者で、40～74歳の方が対象となります。

(2) 実施内容

対象者全員が受ける「基本的な健診項目」及び医師が必要と判断した場合に受ける「詳細な健診項目」は以下のとおりです。

基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none">○診察・問診・身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)○血圧測定○検尿(尿糖、尿潜血、尿蛋白)○採血<ul style="list-style-type: none">・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)・血糖検査(空腹時血糖またはHbA1C検査)・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP、アルブミン)・腎機能検査(BUN、血清クレアチニン)・尿酸代謝検査(尿酸)
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none">○心電図○貧血検査(赤血球、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)○眼底検査

※詳細な健診項目の選定については、一定の基準により、医師が必要と認める人について実施します。

4 特定健康診査等の実施方法

(3) 実施場所と期間

	実施場所	実施期間
個別健診	三重県内の指定医療機関	7月～11月
集団健診(がん検診をセットにした総合健診)	保健福祉センター	7月～11月

※個別健診は三重県内の集合契約、集団検診は個別契約により実施します。

(4) 周知や案内方法

対象者ごとに受診券を送付し、特定健康診査の実施を周知するとともに、広報及び町ホームページに掲載し周知を図ります。なお、受診券の発送時期は、健診開始月の前月末日までとします。

また、受診券送付後、一定の期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行います。

(5) 健診結果の報告

健診結果については、生活習慣病予防のための基本的な情報提供など受診した医療機関で実施します。

(6) 年間スケジュール

別添「年間スケジュール」のとおり

4 特定健康診査等の実施方法

2 特定保健指導

(1) 対象者

特定保健指導の対象者の選定と階層化は、特定健康診査の結果に基づいて選定します。

(2) 実施内容

厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の内容を準拠し、生活習慣病の予防・改善に係る行動変容を目的とした保健指導を実施します。

特定保健指導の内容

	期間・回数等	実施方法	支援内容
動機付け支援	原則1回	個別面談またはグループ面談による支援	個別面談20分以上またはグループ面談80分以上
積極的支援	3ヶ月以上の継続的な支援	個別面談またはグループ面談、電話、電子メールなどによる支援	保健指導プログラムによる支援ポイント数で、180ポイント以上

4 特定健康診査等の実施方法

特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質		③血圧	40～64歳
$\geq 85\text{cm}$ (男性) $\geq 90\text{cm}$ (女性)	2つ以上該当		/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当		あり		
上記以外で $\text{BMI} \geq 25$	3つ該当		/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当		あり		
	1つ該当		なし	/	

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が禁煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※BMI: 肥満度を測るための指標。「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される。

※保健指導の対象となる基準

①血糖: 空腹時血糖が100mg/dl以上またはHbA1cが5.6%以上

②脂質: 中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満

③血圧: 収縮期130mmHg以上または拡張期85mmHg以上

4 特定健康診査等の実施方法

(3) 実施場所と期間

	実施場所	実施期間
動機付け支援	保健福祉センター	翌年3月までに初回面談を行う
積極的支援	保健福祉センター	翌年3月までに初回面談を行う

※特定保健指導業務受託事業者への委託により実施します。

(4) 周知や案内方法

特定健康診査の受診後に、特定保健指導の対象者に対して利用券を送付し、指導の開始を周知するとともに、広報及び町ホームページに掲載し周知を図ります。

また、利用券送付後、一定の期間が経過した時点で、利用の申込みがない場合は、電話等の通信手段を活用し積極的に利用勧奨を実施します。

(5) 年間スケジュール

別添「年間スケジュール」のとおり

4 特定健康診査等の実施方法

年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	がん検診	その他
4月				広報への掲載
5月			集団検診(保健福祉センター)	
6月	受診券の送付			
7月	特定健康診査の開始		個別検診	
8月				
9月				
10月				受診勧奨通知の発送
11月	終了			
12月				
1月		特定保健指導対象者の抽出		
2月		利用券等の印刷・送付 特定保健指導の受付開始		
3月		受付終了		

※状況に応じスケジュールは変動します。

5 個人情報保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取扱いについては、東員町個人情報保護条例、同条例施行規則を踏まえた対応を行います。

特定健康診査及び特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していきます。

特定健康診査及び特定保健指導の記録の保存については、保存期間を特定健康診査受診の翌年の4月1日から5年間とします。

6 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、特定健康診査等実施計画を、町ホームページに掲載します。

また、被保険者に特定健康診査・特定保健指導を実施する必要性の周知を図り、前向きな実施への協力（積極的な受診等）が得られるよう、広報及び町ホームページなどを活用し、メタボリックシンドロームに関する情報提供を行います。

7 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

保険運営の健全化の観点から、PDCAサイクルに基づく実施計画の進行管理及び評価を行い、実施状況に応じて、実態に即した効果的な計画の見直しを行います。

8 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために 保険者が必要と認める事項

庁内連携による同時実施体制づくりとして、特定健康診査を実施するに当たり、健康づくり部局のがん検診の受診案内を整理し、関連する健診を一括で送付するなど協働を図ります。

元号表記については、平成31年5月1日に改元されることが予定されていますが、本計画においては、平成のまま表記しています。

東員町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画
(平成30年度～平成35年度)



東員町生活部保険年金課
〒511-0295
三重県員弁郡東員町大字山田1600番地
Tel.0594-86-2805